

定めようとする命令等の題名及び根拠法令条項

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
無線設備規則等の一部を改正する省令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号） 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 28 条、第 38 条 ・ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号） 放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 111 条第 1 項、第 121 条第 1 項 ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号） 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 38 条の 33 第 1 項
平成 26 年総務省告示 233 号（関連情報の構成及び送出手順、P E S パケット、セクション形式、T S パケット、I P パケット、U L E パケット、M M T P パケット、圧縮 I P パケット及び T L V パケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子及び緊急警報放送メッセージの構成を定める件）の一部を改正する件	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 項、第 17 条（第 23 条の 2、第 23 条の 20、第 23 条の 24 及び第 24 条において準用する場合を含む。）並びに第 58 条第 5 項（第 23 条の 20、第 23 条の 24 及び第 23 条の 26 第 2 項において準用する場合を含む。）
平成 26 年総務省告示 234 号（映像信号及び音声信号の圧縮手順及び送出手順を定める件）の一部を改正する件	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 23 条の 15（第 23 条の 24 及び第 24 条において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 17（第 23 条の 24 及び第 24 条において準用する場合を含む。）
平成 26 年総務省告示 235 号（スクランブルの方式を定める件）の一部を改正する件	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 23 条の 19（第 23 条の 24 において準用する場合を含む。）及び第 65 条の 2

	(第 24 条において準用する場合を含む。)
平成 23 年総務省告示 303 号 (TMCC シンボル及び AC シンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を定める件) の一部を改正する件	行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 12 条第 2 項 (第 23 条の 2 及び第 23 条の 24 において準用する場合を含む。) 及び第 23 条の 27 第 4 項
平成 23 年総務省告示 304 号 (TMCC 情報の構成を定める件) の一部を改正する件	行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 13 条第 3 項 (第 23 条の 2、第 23 条の 24 及び第 24 条において準用する場合を含む。) 及び第 23 条の 29
新規告示 (フレーム同期信号の構成、L c h シンボルの配置、キャリア変調マッピングの形式、時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成並びに TMCC 情報の構成を定める件)	行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 23 条の 8 第 6 項、第 23 条の 9 第 4 項、第 23 条の 10 第 3 項、第 23 条の 11 第 2 項、第 23 条の 14 第 3 項、別表第 10 号注 1 及び別表第 20 号の 19 注 1